

令和2年度 事業計画

I 基本方針

今日の急速な少子高齢化、人口減少等による社会情勢や世帯構造の変化も相まって、地域のつながりは希薄化し、その再構築に向けた取り組みが求められています。経済的困窮や社会的孤立、ひきこもり、虐待等の様々な課題は後を絶たず、本市においても支援を必要としている人は増え続けています。

こうした背景から、国は「地域共生社会の実現」を掲げ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を推進しています。

地域に暮らす子供から高齢者まですべての人が、障がいや年齢、性別に関わらず共に支え合い、安心して生活できる社会を作るためには、地域住民の協働は不可欠です。本会はそのつなぎ役として、地域の関係機関・団体、行政機関（地域包括支援センター、障害者相談支援事業所等）や社会福祉施設をはじめとした地域資源等と連携し、様々な生活課題・福祉課題解決に向き合っていく必要があります。

また、本会では今年度、総合福祉センター3Fに「大牟田市権利擁護センター」を開設します。今後、独居高齢者が増加することや、障がい者が施設から地域へ生活拠点を移行することが推奨される中、近年特に、地域社会で高齢者・障がい者の日常生活を支援する仕組みや障がい者の「親亡き後」を支える仕組みのとしての権利擁護事業が重要視されています。判断能力が不十分な認知症高齢者や障がい者の日常的な金銭管理等を行う“日常生活自立支援事業”と金銭管理に加え生活全般の支援に関する契約等の法律行為を援助する“成年後見事業”を一体的に行い、継続性・連続性の確保を図りながら、人権や財産等の権利を守るための支援を強化していくこととしています。

さらに、令和2年度は、「第4次大牟田市地域福祉実践計画」の策定年度となります。計画策定にあたっては、第3次大牟田市地域福祉実践計画の達成状況について総括を行い、地域関係者を対象として実施したアンケート調査の分析を行った上で、適確にニーズを把握しながら、将来的な担い手不足の解消や生活支援体制の充実を基本とした、様々な生活課題・福祉課題の解決に向け、策定を進めてまいります。

今年度も引き続き、複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決が困難な課題解決のための活動を継続し、関係機関や企業・団体との生活支援ネットワークを活用しながら、地域包括ケアシステムの構築を目指し、事業のより一層の充実に努めます。

以上のことを踏まえ、令和2年度の重点施策は、以下のとおり定めます。

【重点施策】

1. 生活困窮者の自立支援を推進します
2. 地域包括ケアシステム（まちぐるみの支え合いの仕組みづくり）の構築を推進します
3. 多職種協働により、様々な「制度の狭間」となっている問題の解決を推進します
4. 第4次大牟田市地域福祉実践計画を策定します

Ⅱ 重点施策

1. 生活困窮者の自立支援を推進します

非正規雇用や景気低迷による経済的な困窮、少子高齢化やひとり親世帯の増加等による地域社会におけるつながりの希薄化が進む中で社会的孤立、また近年大きな社会問題となっている「8050問題」など、生活困窮者に関する課題は深刻です。本会では、世帯の生活困窮者の複合的な課題解決のために、関係機関と連携しながら、本人の自立に向けて包括的な支援を行っていきます。さらに今年度は、住居を持たない等、不安定な居住形態にある方に、一定の期間、宿泊場所や衣食を提供できるよう、新たに「一時生活支援事業（市受託事業）」に取り組んでいきます。



2. 地域包括ケアシステム（まちぐるみの支え合いの仕組みづくり）の構築を推進します

2025年を目途に、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防・生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築の実現が求められています。本会では、その中で特に「予防・生活支援」を担うべく住民ニーズに合った様々なインフォーマルサービスを提供し、地域のセーフティネットの仕組み作りを行っています。現在実施している在宅生活を維持するための日常的生活支援（見守り・訪問活動）や住民参加型在宅福祉サービスを継続する一方で、日常生活自立支援事業と成年後見事業を合わせた「大牟田市権利擁護センター」を開設し、高齢者や障がい者等の権利を守るための支援の強化を図っていきます。

3. 多職種協働により、様々な「制度の狭間」となっている問題の解決を推進します

大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会（以下「社福公益協」という）では、主に、ゴミ屋敷清掃活動や食糧・日用品等の支援、つなぎ資金貸付、シェルターの提供等を「生活困窮者レスキュー事業」として実施してきました。社福公益協設立から5年が経過し、地域住民の認知度も高くなってきました。社会福祉法人には制度にない狭間となるような事業に対する活動が求められているため、今後も地域住民と連携しながら、地域のセーフティネットとしての役割を果たしていきます。加えて、本会では、社福公益協のほか、様々な企業・団体等とも協働し、「制度の狭間」となるような問題解決に積極的に取り組んでいきます。



4. 第4次大牟田市地域福祉実践計画を策定します

社会福祉協議会は、社会福祉法で、地域福祉を推進することを目的とした中核的な組織として位置付けられています。今年度は、「第3次大牟田市地域福祉実践計画」の評価を行い、令和元年度に実施した地域関係者へのアンケート調査の分析を基に課題を踏まえた総括を行います。その上で、地域包括ケアシステム構築の実現のため、大牟田市と協働し、地域住民をはじめ、地域において社会福祉に関する活動実践者や福祉団体、ボランティア組織、NPO法人等にヒアリングを行い、様々な意見を踏まえながら、「第4次大牟田市地域福祉実践計画」を策定します。

Ⅲ 事業計画

【基本目標1】つながりを育む人づくり

1. 支え合いのあるまちづくりの担い手を育成します

(1) ボランティアセンター機能充実事業

あらゆる市民の社会参加の実現と、一人ひとりが、地域における「支え合い」や「つながり」を基盤に、地域の福祉・生活課題の解決に関わっていくことができるよう、以下のことに取り組みます。

- ① 情報の収集・発信・提供
- ② ボランティア活動のコーディネート
- ③ ボランティア講座（災害含む）の実施
- ④ ボランティア活動に関する相談・助言
- ⑤ ボランティア活動保険加入の促進



おもちゃ図書館くるりん
交通安全教室の様子

(2) 担い手の育成

地域では様々な暮らしの課題も「福祉の課題」として、解決を必要としています。生活支援の必要な一人暮らし高齢者や障がい者、生活に困窮している人などの悩みに応えるために、また、ひきこもりの人に対するアプローチを積極的に行うなど、様々な生活支援サポーターを育成していかなければなりません。そのため、地域活動者の発掘のために、以下のことに取り組みます。

- ① 70歳現役社会づくりの推進
- ② 企業など退職者向けボランティア及び市民サポーター活動のすすめ
- ③ 生活支援サポーター（市民サポーター）養成講座の実施

(3) 福祉教育推進事業

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける社会の実現をめざして、「いっしょ」の「くらし」の「しあわせ」について考えるのが福祉教育です。地域福祉を推進する福祉教育と、子どもの豊かな成長を促す福祉教育を両立するために、以下のことに取り組みます。

- ① 多世代・多職種への福祉教育の啓発・推進
- ② 福祉教材の貸出
- ③ ゲストティーチャーの派遣



企業研修に際しての高齢者
疑似体験研修の様子

【基本目標2】みんなで支え合う地域づくり

2. 人と人とのつながりを深め 地域の支え合い活動を推進します

1. 生活支援体制整備事業による地域支え合い事業

(1) 小地域ネットワーク活動推進事業

日常的な「見守り」を通じて、地域住民が身近な課題をみつけ、小地域単位の特性にあった活動を行い、住民相互の活動により福祉ニーズを把握・発見できるように仕組みの整備を推進するために、以下のことに取り組みます。

- ① 福祉委員の委嘱
- ② 福祉委員対象研修の実施
- ③ 校区福祉座談会・研修会等への参画
- ④ 地域支え合いマップ作成の支援
- ⑤ 地域包括支援センターとの連携



新任福祉委員の研修の様子

(2) 地域組織活動促進事業

住民自らが、それぞれの地域の課題解決に向けて取り組めるよう、校区の実情に応じた支援を強化し、地域の福祉活動を通して地域共生社会の実現を推進する校区社会福祉協議会の活動を促進するために、以下のことに取り組みます。

- ① 地域福祉力のアンケート調査に基づく地域ヒアリングの実施
- ② 校区社会福祉協議会会長連絡協議会との連携・協働による各種研修等の実施
(新任校区社協会長研修会・地域リーダー合同研修会・地域福祉大会など)

(3) ふれあいサロン活動支援事業

みんなが安心して暮らせるよう、地域の実情に応じて、気軽に、楽しく参加できる“地域の居場所”である「ふれあいサロン活動」を支援するため、以下のことに取り組みます。

- ① サロン活動支援金の交付
- ② サロン連絡会の開催
- ③ サロン立上げ及び活動支援
- ④ レクリエーション用具の貸出
- ⑤ 登録サロンへの定期訪問及び相談支援



ふれあいサロン連絡会の様子

(4) 住民参加型福祉サービス提供体制充実事業

自発的に参加する地域住民が、要援助者の個別支援を、安定的・継続的に行えるよう、サービスの提供体制の充実に向けて、以下のことに取り組みます。

- ① おおむたキャロットサービス会員の登録・活動の調整
- ② おおむたキャロットサービス協力会員の養成講座・研修の実施

(5) 協働型災害支援体制強化事業

災害発生時に円滑な被災者支援活動ができるよう、以下のことに取り組みます。

- ① 災害ボランティア活動の促進
- ② 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施
- ③ 災害ボランティア研修の実施
- ④ 災害支援コーディネート力の強化
- ⑤ 県社協からの要請による災害ボランティアセンターへの職員派遣



防災イベントの様子

(6) 地域支え合い活動の推進事業

誰もが在宅生活を安心して継続できるよう、地域包括ケアシステム構築の実現に向けて、生活支援コーディネーターや共創サポーター等と連携し、地域住民等による生活支援活動をより充実させるよう、以下のことに取り組みます。

- ① 大牟田市地域福祉大会～地域支え合い“絆”セミナー～の開催
- ② 地域リーダー合同研修会（校区まち協・民児協・連協・社協等）の開催

(7) 第4次大牟田市地域福祉実践計画の策定（重点施策）

「第4次大牟田市地域福祉実践計画」は、地域住民、ボランティア、NPOなどが自主的・自発的な活動を行いながら、お互いに連携し、地域における様々な組織・団体、地域資源が協働し、具体的な「共助」を明確にする計画です。大牟田市と本会が、地域福祉を推進する上での基本理念を共有し、連携して地域の社会資源を発掘するとともに、それぞれ役割分担し、大牟田市が策定する「健康福祉総合計画」との整合性を保ちながら、一体的に策定するものです。

計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間の計画となります。

2. 赤い羽根共同募金運動の充実強化

(1) 共同募金等を活用した支え合い活動の推進事業

共同募金は本市の地域福祉推進のための貴重な財源であり、「福岡県共同募金会大牟田市支会」と連携・協働し、共同募金運動を推進しています。

具体的には、地域における戸別募金を核とし、通年募金（募金箱・赤い羽根自販機の設置）や街頭募金、企業募金、資材募金や新規法人開拓などに努め、安定的な募金の確保を目指します。また、あらゆる広報媒体を活用し、大牟田市内での使いみちを広く周知し、理解と協力を求めています。



赤い羽根街頭募金の様子



歳末たすけあい街頭募金の様子

【基本目標3】生活課題の解決に向けた包括的な仕組みづくり

3. 専門機関や住民と連携・協力し生活課題の解決を促進します

(1) 生活困窮者自立支援法に伴う支援事業(市受託事業)

① 自立相談支援事業

経済的困窮や社会的孤立等の困りごとを抱えている人の幅広い相談を受け、相談者と一緒に考えながら、支援計画の作成、他機関への同行・調整など、相談者に寄り添った伴走型の支援を行います。加えて、今年度はひきこもりの人の居場所づくりや家族の会などの組織化についての検討を行います。

② 住居確保給付金事業

離職者で就労能力・意欲のある人のうち、住宅を喪失している人または喪失するおそれのある人を対象に家賃相当分の給付をするとともに、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

③ 学習支援事業

不登校や生活困窮者世帯の主に中学生等を対象に、市内3カ所で、学習会を行います。基礎学力の定着を図り、進学への不安や学校生活での悩みごと、更には保護者からの進学等の相談も受けます。また、学習支援事業を利用し、高校に進学をした子どもの見守りを行い、中退を防ぎます。



加えて、子どもたちが将来について考えるきっかけづくりや親睦を目的とした交流会を年1回実施するとともに、学習支援ボランティアとの月1回のミーティング及び行政を交えての年1回のボランティア会議を実施し、学習支援についての意見交換等を行います。

④ 就労準備支援事業

ひきこもりをはじめ、様々な理由で、働きづらい状態にある人、すぐには就職活動が難しい人を対象に、生活習慣の改善やコミュニケーション訓練、就労体験等を行い、就労に向けた就職活動ができるように支援します。



また、昨年度創設された「就労支援ネットワーク会議」と連携し、就職活動困難な人に対して、より多くの事業所の理解を得て、一人でも多くの方が就労できるように支援していきます。

⑤ 一時生活支援事業(新規事業)

ホームレス等の一定の住居を持たない方、ネットカフェに寝泊まりし住居形態が不安定な方等に対し、一定期間、宿泊場所を提供し、生活基盤を整えたうえで住宅の確保や求職活動の支援を行います。

(2) 大牟田市権利擁護センターの運営（新規事業）

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方も地域で安心して暮らせるよう、成年後見センター運営事業及び日常生活自立支援事業を一体的に展開し、加えて、制度の狭間となる事案（障害者相談支援事業所等と連携し、重度身体障がい者への独自サービス実施に向けての課題整理等）についても、具体的に対象者や支援方法についての検討を行い、柔軟にその人の権利を擁護するために「大牟田市権利擁護センター」を設置し、下記の事業を実施します。

① 大牟田市成年後見センター運営事業（市受託事業）

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分な方が、地域でその人らしく安心して暮らせるよう、権利を擁護し、支援するための制度です。

当センターでは、成年後見制度利用促進を図るため、以下のことに取り組みます。

- ① 成年後見制度の利用や権利擁護に関する相談・助言および対応
- ② 市民後見人の養成・登録
- ③ 市民後見人活用による法人後見受任及び市民後見人活動の支援
- ④ 成年後見制度や権利擁護に関する啓発
- ⑤ 成年後見制度や権利擁護の関係機関との連携



市民後見人実務者養成講座の様子

② 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

高齢者や障がい者等で、判断能力が不十分な方に対し、金銭の管理や福祉サービス利用に関する相談を受け、利用者との契約に基づいた日常的な生活支援を行います。加えて、利用者支援を行う生活支援員の養成及び研修を実施します。

(3) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

生活福祉資金貸付に関する相談を受け付けるとともに、民生委員の協力のもと、借受世帯の経済的自立に向けた支援を行います。

(4) 大牟田市社会福祉法人地域公益活動協議会への参加・連携・協働

地域の福祉ニーズに応えるような公益活動を全市的に行うことを目的として、以下のことに取り組む協議会へ参加し、事務局機能を担うとともに協議会と連携・協働しながら制度の狭間となっている問題の解決に努めます。

- ① 制度の狭間にある福祉課題に対する「生活困窮者レスキュー事業」の実施
- ② 制度の狭間にある新たな事業展開の検討（制服バンク・ドライブサロン等）
- ③ 「社会福祉法人つながりパンフレット」の作成
- ④ 社会福祉法人地域公益活動協議会による事業展開を市内外への発信
- ⑥ 社会福祉法人職員のスキルアップ研修の実施

(5) 大牟田市居住支援協議会への参加・連携・協働

住宅確保要配慮者が住み慣れた地域に安心して住み続けられるよう、居住支援協議会（大牟田住みよかネット）に参加し、事務局機能を担うとともに、関係機関と連携・協働しながら住まいに関する生活課題の解決に努めます。

- ① 相談・支援体制の充実
- ② 入居支援の実施及び空き家活用の促進
- ③ 相談会の実施及び住まいに関するセミナーの開催



(6) 知的障がい児・者医療支援プロジェクトへの参加・連携・協働

知的障がい児・者が円滑に医療受診できるよう、医療・教育・福祉関係者・当事者家族で構成するプロジェクトに参加し、事務局機能を担います。また、コアメンバーによるチームを編成し、研修会などを行いながらプロジェクトを進めていきます。

- ① コア会議及びプロジェクト会議の開催
- ② 「医療支援手帳」や「絵カード」の活用促進に向けた取り組みの実施
- ③ 教育委員会との連携
- ④ 訪問在宅医療に関する研修会の実施



(7) おおむた子ども・地域食堂ネットワーク会議への参加・連携・協働

食を通じた多世代交流の場としての子ども・地域食堂を支援するために、以下のことに取り組みます。

- ① 子ども・地域食堂の立ち上げ及び運営支援
- ② 甘木山学園との合同事務局として「おおむた子ども・地域食堂ネットワーク会議」の開催



(8) 各種相談事業

- ① 行政書士による法務相談

毎月第3水曜日に、行政書士による法務相談を実施します。離婚や財産相続、事故等の相談に専門的なアドバイスを行い、問題解決を図ります。

- ② 福祉サービス苦情解決相談

在宅福祉サービス利用における様々な問題について、当事者間で解決できない場合は「第三者委員会」を活用しながら、その解決を図ります。

4. 安心して子育てできる環境の整備に努めます

(1) くぬぎ保育所の運営

健全な保育運営を行うと共に、保育方針である「自然の中で心と体を使って、思いきり遊ぶこども」に基づき、障がい児との統合保育、食育の推進、多世代交流などの事業を行うために、以下のことに取り組みます。

- ① 園児の成長に対して不安、心配ごとを抱えている保護者への支援
- ② 園児の「食」に対して関心を高めるための「田植え」「稲刈り」「みそ作り」の体験
- ③ 地域を通じた多世代交流の充実
- ④ より高い保育の質を極めるための研修の充実
- ⑤ 未就園児を対象とした「どんぐりクラブ」の運営



(2) 放課後児童健全育成事業（市受託事業）

学童保育所・学童クラブ運営

(三池・高取・白川・大牟田中央)

放課後、児童の養育ができない家庭などの児童に対して適切な遊びと生活の場を提供します。菜園作りやおやつ作りなど食育の取組みをはじめ、地域組織等との連携など様々な世代間交流事業を実施します。



(3) 大牟田市ファミリー・サポート・センター事業（市受託事業）

[実施場所] 大牟田市市民活動等多目的交流施設 えるる内 1F

子育ての手助けをしてほしい方（利用会員）と子育ての手助けができる方（協力会員）からなる会員組織で、依頼の内容に応じてマッチングを行い会員相互の育児をサポートします。また協力会員養成講座の開催や、様々な機会を通じて子育て世代や住民への事業の周知啓発に努めます。



(4) 大牟田市地域子育て支援拠点事業・つどいの広場（市受託事業）

[実施場所] 大牟田市市民活動等多目的交流施設 えるる内 1F

おおむね0歳～3歳までの子どもとその保護者が気軽に集い交流できるような雰囲気づくりを行い、子どもは子ども同士で関わりながら社会性を身につけ、保護者には、子育て中の悩みごとの相談に対応しながら、不安感・負担感の緩和を目的とした事業に取り組みます。



5. 自分らしくイキイキと暮らせるよう在宅生活を支援します

(1) 介護保険事業の運営

訪問介護、訪問入浴介護、居宅介護支援、地域密着型通所介護の4事業を実施し、総合事業対象者及び要支援、要介護者の在宅生活を支援します。自宅で可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、居宅介護支援では利用者と一緒に生活のプランを考え、訪問介護・訪問入浴介護ではそのプランに沿った様々な生活支援を提供します。また、地域密着型通所介護では生活機能向上を目的とした活動を継続して行っています。さらに定款に定めているように低所得者対策として、介護サービス利用料の自己負担が厳しい利用者に対し、社会福祉法人である本会独自の減免制度を活用し、適切な介護サービスを提供していきます。

(2) 障害者福祉サービス事業の運営

障害支援区分認定を受けた在宅の障がい者に対して、サービス利用計画書に沿った居宅介護（ホームヘルパー派遣）・同行援護（ガイドヘルパー派遣）・訪問入浴（入浴車による訪問入浴）の事業を実施し、在宅生活や外出の機会の確保を支援します。

(3) 福祉有償運送サービス事業の運営

視力障がい者向けの有償運送サービスとして、昨年10月より実施しています。このサービスが利用できるのは、単独で公共交通機関を利用することが困難な視力障がい者限定となります。運転は、講習を受講した同行援護従事者（ガイドヘルパー）が担当し、同行援護や通院介助のサポートを併せて行います。利用にあたっては、完全予約制となります。



(4) 介護予防・相談センターの運営（市受託事業）

市内に6カ所設置されている地域包括支援センターの1つである中央地区地域包括支援センターのサブセンターとして、介護に関する各種の相談や介護認定で、総合事業対象者及び要支援1・2に認定された高齢者への介護予防ケアプランの作成等を行います。また各種専門職と連携しながら、介護予防の普及・啓発のため地域での広報や予防教室を実施することで、地域住民の介護予防を促進します。

(5) 「在宅介護者の会」の活動支援

介護における悩みやストレスを抱えている在宅介護者が、お互いに交流を深め、介護にかかる問題や課題等を語り合うための「集まり場」を月1回開催し、勉強会やリフレッシュ事業等を実施している「在宅介護者の会」の活動を支援します。

6. 地域福祉の推進役を果たすための基盤を強化します

(1) 職員の資質の向上と人材育成

今後の社協運営に求められる職員像を掲げ、個々の職員のスキルアップを図るため、全体職員研修（隔月開催）や担当別・課題別研修を実施します。また、人事考課により目標遂行能力やマネジメント能力を強化します。

(2) ファンドレイジング（資金調達）の推進

地域福祉活動を進める上で、大切に活用されている「赤い羽根共同募金」や「大牟田善意銀行」の浄財について、地域住民や企業等に、その役割や用途を周知するなど、更なる財源確保の充実に努めます。加えて、地域福祉における様々な課題（例：子ども食堂・居場所づくり・ゴミ屋敷・ひきこもり対策等）を解決したいという想いに共感していただける支援者を増やし、理解を深めることにより、多くの方々が寄付・寄贈という形で参画できる機会「ファンドレイジング（資金調達）」を積極的に推進していきます。

(3) 広報の強化

事業活動について情報を提供するほか、地域社会の福祉課題を解決する活動への参加を促進するため、福祉課題を住民一人ひとりが把握し、福祉課題に対する理解と関心を高めることができるよう、以下のことに取り組み、それぞれの媒体の特性を活かしながら、さまざまな状況下にある方にも配慮し、必要な情報をお届けできるように努めます。

- ① 広報紙「きらり」の発行（全世帯対象、年4回発行）
- ② 事務局通信「きらり」の発行（賛助会員等対象、月1回発行）
- ③ 公式ホームページやフェイスブック等による情報発信
- ④ 「社協活動啓発用パンフレット」の発行

(4) 総合福祉センターの運営

- ① 総合福祉センターの健全な自主運営のため、経費削減をしながら、利用しやすい環境づくりに努めます。
- ② 年2回センター利用者の安全を図ることを目的に消防避難訓練を行い、職員一人ひとりが全体の役割を把握し、速やかな誘導、対応ができるよう取り組みます。
- ③ 建物を適切に維持管理し、有事には大牟田市の要請を受け、安心して利用できる福祉避難所を開設します。また、台風時等で地域（平原校区等）が必要とするときは、自主避難所として開設します。

(5) 車いす貸与事業

在宅の高齢者、障がい者に対して、車いすを貸与することにより外出を促進します。